**フリースクール等に通う場合の経費を支援します**

八頭町では､町内の義務教育段階にある児童生徒が、学校以外の施設に通う場合の経費に対する支援を行うため令和５年４月に八頭町フリースクール等利用料助成事業補助金交付要綱を策定しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 1　補助対象校 | ●**やず教育支援センター「みどりヶ丘教室」**  **●フリースクール「すてっぷ」**  **●フリースクール「ちゃれすくーる」** |
| 2　補助対象者 | フリースクール又は教育支援センターに通所する児童生徒の保護者等で  あって、次の各号のいずれにも該当する者 |
| （１）　当該年度の親権者の県民税所得割額と町民税所得割額の合算額が、257,500円未満であること。 |
| (2)　児童生徒及び親権者が八頭町に住所を有すること。 |
| (3)　その他対象経費の補助を別に受けていない者 |
| 3　補助対象経費 | 義務教育学校段階にある児童生徒がフリースクール又は教育支援センターに通所するために、保護者が負担する次に掲げる経費 |
| (1)　通所費 |
| (2)　通所に係る交通費 |
| (3)　実習費等 |
| 4　補助率 | 10/10 |
| 5　上限額 | 【通所費（毎月支払う定額分）】 　　　　児童生徒1人当たり　月額　13,200円 |
| 【交通費・実習費】 　　　　小学生1人当たり　月額　3,000円 　　　　中学生1人当たり　月額　6,000円 |

**《補助金の概要》**

**《申請方法》**

「八頭町フリースクール等利用料助成事業補助金交付申請書兼請求書」を八頭町教育委員会　学校教育課へ提出してください。

**【問い合わせ先】**

**八頭町教育委員会事務局　学校教育課　（八頭町北山６３番地１）**

**☎　０８５８-８４-１２３１**